

揭示期間 04.01-04.10

新潟市告示第243号

新潟市曾野木地区公民館・新潟市両川公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市曾野木地区公民館・新潟市両川公民館使用料の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 公益社団法人 新潟シルバー人材センター
所在地 新潟市中央区上所1丁目11番4号
- 2 収納事務を行わせる歳入
新潟市曾野木地区公民館使用料
新潟市両川公民館使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年4月1日
- 4 収納事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 収納事務を行わせる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで